

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏 名	所属庁・官職	派遣先
酒 井 直 樹	千葉地方裁判所 判事補	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市
提 出 書 面		
平成27年2月20日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月28日～2月4日）		
同年1月28日	ハノイ・ノイバイ国際空港到着	
同年1月28日～2月3日	JICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所訪問	
同年1月29日	合同調整委員会傍聴、関係者聴取	
同年1月30日	ハノイ開発勉強会参加	
同年2月3日	刑法現地セミナー傍聴、司法大臣挨拶	
同年2月4日	帰国	
キーワード欄		
・ JICA法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2 ・ ハノイ開発勉強会 ・ 刑法現地セミナー ・ 司法大臣への挨拶		

平成27年2月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度短期外国出張者

(ベトナム社会主義共和国)

千葉地方裁判所判事補 酒 井 直 樹

報告書簡

このたび、平成27年1月28日から同年2月4日までベトナム社会主義共和国ハノイ市に出張し、同国において独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している法整備支援事業の実情等を調査してまいりましたので、その結果をご報告申し上げます。

1 JICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所（以下「プロジェクト事務所」という。）の訪問

(1) JICA専門家からの聴取（1月28日、30日、2月2日）

ハノイ市内にあるプロジェクト事務所において、
から、現在実施されている「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」（以下「本件プロジェクト」という。）の概要及び各カウンターパート機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会）との活動内容について聴取した。

本件プロジェクトでは、ベトナムの中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力を強化することを目標に掲げており、パイロット地区としてバクニン省（人民裁判所）及びハイフォン市（人民検察院）を選定し、現場でのセミナー、ワークショップ等を実

施してきた。そもそも新法の立法や法改正は、現実には生じている問題の改善を目指して行われるものであるから、法律案の起草段階において実務上の問題点を洗い出す作業が必要であると思われるが、ベトナムでは先に立法スケジュールが作成されてしまい、その後に改正を検討するそうである。ベトナム政府が自立的に適正妥当な法律案を起草することができるようにするためには、法律案起草の助言等を行うなどの典型的な法整備支援活動のみならず、起草プロセスの改善を目指した活動が必要であり、本件プロジェクトはこの点をとらえた的確な活動をしていることがうかがわれた。本件プロジェクトの活動は、他国の支援機関からも注目されており、ベトナムの実情をこれほどまで研究し、活動を行っているのは他にいないとの評価を受けたこともあったそうである。今後、本件プロジェクトの成果がどのように波及するかが楽しみである。

(2) 日本側関係者からの聴取（1月28日）

日本からJICAの[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]氏及び法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の川西一教官が次期プロジェクト調査の目的で来越していたため、次期プロジェクトについて概要をうかがった。

次期プロジェクトは、ベトナム側が司法改革の完成目標年とする2020年（平成32年）に向けての総仕上げとして、本件プロジェクトで行われた法規範文書の起草に関する知見を他の省庁にも共有化していくことが試みられる予定とのことである。従前行われたことのない意欲的な取組みであり、これが順調に進めば、ベトナムにおける司法・行政手続の安定性、透明性、予測可能性の向上に大きなインパクトを与える可能性を秘めていることがうかがわれた。法整備支援の新たなステップとして、大変楽しいプロジェクトである。

(3) 企業法の翻訳に関する検討会傍聴（1月29日）

プロジェクト事務所では、ベトナムの主要法令を和訳して、「ベトナム六法」

としてウェブサイト上に掲載する活動を行っている¹。これは、[]の前任である多々良周作元専門家（現札幌地裁判事補）が、本件プロジェクトの成果物を共有するとともに、一般向けにベトナム法の情報を提供する目的で開始した活動であり、現在でも引き続き実施されているものである。

今回は、2014年企業法の翻訳について、[]が担当した部分に対する検討会が行われたので、傍聴させていただいた。翻訳上の問題に加え、ベトナムの法令の構成や条文には我が国の法令のように整った様式がなくわかりにくいところも多いためか、苦勞されている様子がうかがえた。

- 2 合同調整委員会（以下「JCC」という。）の傍聴並びに最高人民裁判所国際協力局 [] 氏、バクニン省人民裁判所 [] 及び司法省国際協力局 [] からの聴取（1月29日）

- (1) JCCは、年1回開かれている、全カウンターパート機関の担当部局、JICA専門家、ICD教官等の関係者が一堂に会して、各機関での活動の進ちょく状況や翌年度の活動計画の報告、討議を行う会合である。本件プロジェクトが3月末日をもって終了することから、これまでの全活動を総括する報告を議題とするJCCが開催されることとなり、これを傍聴する機会を得た。

本件プロジェクト全体が凝縮された内容であり、その実施内容、状況、成果を把握するのに資するものであった。もっとも、カウンターパート機関間の連携が十分に行われなかった側面がプロジェクトのインパクトや効率性を損ねていたとの指摘もなされており、[] からも、次期プロジェク

¹ JICA (<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>) 及びICD (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html) の各ウェブサイト上に掲載されている。

トにおいては、本件プロジェクトで培われた縦（中央と地方）の連携のみならず、横の連携の強化にも力を入れたい旨の発言があった。

- (2) JCCの終了後、JCCに参加していた上記3名のベトナム側関係者の方とお話しさせていただく機会を得た。活動の概要はJCCの討論でうかがったとおりであるが、今後控えている法律案の起草でも、本件プロジェクトで行われたのと同様のプロセスを大切にしたい旨の言葉があった。

3 ハノイ開発勉強会参加（1月30日）

ハノイ開発勉強会は、JICAベトナム事務所の[]が主催する勉強会であり、JICAの各プロジェクト関係者や日本企業関係者等が会して、ベトナムにおける開発援助の実情等について情報共有及び意見交換が行われている。

今回は、[]が発表者となり、ベトナムにおける我が国のODAの実情報告が行われた。経済成長に伴い格差の拡大が見られ、また、公務員の不正も改善に至っていない状態であり、今後こうした社会の歪みが悪影響を及ぼさないか目を配る必要があるとの報告が印象に残った。本件プロジェクトのようにガバナンス（統治能力）改善を目的とする技術協力プロジェクトは近年特に注目されているが、法の支配の理念に基づく公正な社会を実現するには、ガバナンス分野の協力関係が重要な役割を担うものであると感じた。

4 刑法セミナー傍聴（2月3日）

2月3日に刑法の現地セミナーが実施され、傍聴させていただくことができた。

刑法改正案の起草支援については、本件プロジェクトのコンポーネントに含まれておらず、JICAが直接に関与しているものではないが、ベトナム側からの要望を受けて、法務省とベトナム司法省との共同研究という形で、刑法改正法案の起草

支援活動が行われている。今回は、その一環として、非自由刑（財産刑等）の対象犯罪の拡大・換刑処分、条件付釈放（我が国の仮釈放に相当）、少年事件の処理、サイバー犯罪をテーマとした現地セミナーが開催され、最高検察庁の杉山徳明検事、国連アジア極東犯罪防止研修所の田代晶子教官及びICDの川西教官が講師として招へいされ、刑法改正のドラフトに対する検討が行われた。

どのテーマでも質問が相次ぎ活発な討論が行われていたが、特に少年事件については、ベトナム側でも意見が分かれており、非犯罪的処理の選択肢を増やそうとする議論に対して、ベトナムの非行少年を巡る実態を踏まえて強い反対論が提示され白熱する場面もあった。講師陣のコメントには関係者が聴き入っている様子であり、法案がどのようにまとまるのかが楽しみである。

5 司法大臣への挨拶（2月3日）

刑法現地セミナーの休憩時間中、ハー・フン・クオン司法大臣にご挨拶する機会を得た。一言ご挨拶を申し上げるのみにとどまったが、大臣は、かつて司法省国際協力局長としてJICAの法整備支援に関与されていたとのことであり、今後の我が国の支援にも強い期待を寄せられていらっしゃる旨述べられた。

6 最後に

JICA（当時は国際協力事業団）がベトナムにおける法整備支援のプロジェクトを開始してから、来年で20年を迎えるとうかがっている。思えば、主要法令の起草という国家の中核部分に外国人が関与し助言、指導をするというのは、強固な信頼関係が存在しなければ行い得ないことである。今日関係を築き上げてこられた日越の関係者のご尽力に改めて敬意を表するとともに、新たな日越関係の発展を見据えた次期プロジェクトの成功を願ってやまない。

以上